

令和5年度第1回実行組合委員会議事録

日 時 令和5年4月14日（金）午後1時00分から午後1時38分

場 所 役場3階会議室3・4

出席者 西之町：柴田勝美委員、名栗：柴田充蔵委員、大門：堀場鈴夫委員、青塚：小出冀委員（代理）、伊勢山：柴田晴基委員、新町南：熊澤とよ子委員、新町北：大野博稔委員（代理）、中之町：水野耕二委員、新田第2：高桑則子委員、下青山：池山武志委員、中稲：小出義和委員、九十野：河村賢治委員、上西：安藤茂久委員、上東：井上春夫委員

欠席者 新田第1：水野優委員

当 局 町長 鈴木邦尚、産業建設部長 高桑悟、建設課長 早川憲二
土木・農政グループ長 富田翔吾、主事 岡島康裕

議 題

- (1) 実行組合委員職務範囲について
- (2) 実行組合委員の年間予定表について
- (3) 補助金の支払について
- (4) 水田農業実施計画書の取りまとめについて
- (5) その他

会議資料

次第

- 資料1 実行組合委員職務範囲について
資料2 実行組合委員の年間予定表について
資料3 補助金の支払について
資料4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて（依頼）

| | |
|--------|--|
| 司会（課長） | 本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたのでただ今より、令和5年度第1回実行組合委員会を始めさせていただきます。 本日、司会進行をさせていただきます建設課長の早川です。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、初めに町長から新しく実行組合委員になられます皆様に、委嘱状の交付を行います。席の方へお伺いし、委嘱状をお渡ししますのでよろしくお願いいたします。 |
| 町長 | （委嘱状交付） |

| | |
|--------|--|
| 司会（課長） | ありがとうございました。それでは続きまして町長より、皆様に挨拶を申し上げます。 |
| 町長 | <p>皆様改めましてこんにちは。本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また平素は、町行政に格別なるご理解と支援を頂いていますことをこの場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、実行組合委員を委嘱させていただきました。1年間よろしく願いいたします。</p> <p>豊山町の農業おきましては、青山地区での防災拠点の計画等により農地はだんだんと減っている状況であります。実行組合委員の皆さまには、こうしたら良いのではないかといった農業に関する様々な意見をいただきまして、少しでも役に立てる施策に繋げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 司会（課長） | ありがとうございました。ここで町長は、他の公務のため退席しますのでよろしくお願い致します。 |
| | (町長退席) |
| 司会（課長） | 次に事務局職員の自己紹介をいたします。 |
| | (部長、課長、グループ長、担当の順に自己紹介) |
| 司会（課長） | <p>議題にはいります前に本日お配りしています資料の確認をいたします。</p> <p>①実行組合委員会次第 ②資料1 実行組合委員職務範囲について ③資料2 実行組合委員の年間予定表について ④資料3 補助金の支払について ⑤資料4 水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて（依頼） ⑥水田農業実施計画の資料が入っている茶色の袋</p> <p>以上ですが漏れはないでしょうか。</p> <p>また、実行組合委員の名簿を作成しております。皆様にご異議がなければ、配布したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | (異議なしの声) |
| 事務局 | (名簿配布) |
| 司会（課長） | <p>それでは、議題1の「実行組合委員の職務」と、「町の公式ホームページ」について、説明させていただきます。まず、実行組合委員の職務について、資料1の2ページ以降にございます豊山町町政協力委員設置条例及び運営規則に基づき、ご説明申し上げます。条例・規則は、本日皆様に委嘱しました「実行組合委員」の職務、身分の根拠を定めたものでございます。条例・規則は、本日皆様に委嘱しました「実行組合委員」</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>の職務、身分の根拠を定めたものでございます。条例第4条第2項、2ページの真ん中少し下になりますが、実行組合員の具体的な職務が示されています。読み上げさせていただきます。「実行組合委員は、農業に関連する広報活動及び調査を行うとともに、他の補助機関との連絡を密にし、町行政に協力するものとする。」また、実行組合委員の身分は、豊山町の非常勤特別職となっています。続きまして、条例第8条の「守秘義務」について、ご説明します。3ページの上から3段目になります。皆様方が「実行組合委員」として得られた情報については、他の人に漏洩してはならないことになっています。また、実行組合委員を辞められた後も、これらの情報は漏らしてはいけませんので、よろしくお願ひします。なお、規則第3条第2号、4ページ中段となりますが、実行組合委員の職務の内容が示されています。読み上げさせていただきます。（規則第3条第2号読み上げ）</p> <p>続きまして、公式ホームページに関することについて、若干説明させていただきます。町のホームページに掲載する内容については、運用指針を定めて実施しています。まず、本日開催されます実行組合委員会の会議内容をホームページに掲載させていただきます。なお、議事録を作成するために録音をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、ホームページの議事録には、本日の会議に出席された方の名前は掲載させていただきますが、会議で発言された方の名前は、「非公表」とさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題（2）の実行組合委員の年間予定表について、議題（3）補助金の支払については関連がありますので、事務局から一括して説明いたします。</p> |
| 事務局 | （議題（2）から議題（3）について説明） |
| 司会（課長） | ただ今の説明の中でご質問がありましたらお受けしたいと思ひます。ございませんでしょうか。 |
| | （発言なし） |
| 司会（課長） | それでは、次に議題（4）の水田農業構造改革対策における水田農業実施計画書の取りまとめについて説明いたします。 |
| 事務局 | （議題4について説明） |
| 司会（課長） | ただ今の説明の中でご質問がありましたらお受けしたいと思ひます。ございませんでしょうか。 |

| | |
|--------|---|
| A委員 | 農家の方には、封筒を配布すれば良いでしょうか。 |
| 事務局 | そうです。封筒のまま配布をお願いします。 |
| B委員 | それぞれの農家の提出期限は4月28日ですが、期日に遅れても取りまとめの5月19日に間に合えばよろしいでしょうか。 |
| 事務局 | 問題ありません。もし、5月19日に間に合わないということがあった場合は、連絡していただけたらと思います。また、わからないことがあった場合も同様に質問していただけたらと思います。 |
| 司会（課長） | 町からの議題は以上でございますが、説明の中で何か質疑がございましたらお受けいたします。また、委員さんからその他として何かございましたらお受けしたいと思いません。 |
| C委員 | 昨年、私の所属する地域において任意団体を立ち上げた際、町から委嘱される実行組合委員の活動の制限があるのではないかと相談をさせていただいたが、問題がないとお答えをいただいた。その回答を議事録等に残してもらえないでしょうか。 |
| 事務局 | わかりました。 |
| D委員 | 春の清掃が計画されていますが、内容がわかりません。打合せ等あるのでしょうか。 |
| 事務局 | 春の清掃に関しては、役場の住民課が主導しております。青山地区の川浚いに関しては、区長さんからの依頼があり、実行組合で行っているところがあるので詳しいことは、区長さんに確認していただけたらと思います。 |
| E委員 | 実行組合はいつまで続けるのでしょうか。設置条例等はあるべきではないでしょうか。本日中に回答できることではないとは思っていますが、どのように考えているのでしょうか。 |
| 事務局 | 戦後から存在する地域における農業に関する寄り合いとしての実行組合があります。その実行組合と皆様に委嘱させていただいている実行組合とは別の組織であります。様々な方からの質問により、時間の流れに伴い、地域の活動と町の委嘱している内容が、必ずしもリンクしているものでないことは、把握しており、そのあたりの整理が必要であると認識しております。 |
| C委員 | この実行組合は、地域の任意の組織であり条例に規定された組織ではありません。そのため、それぞれの実行組合を解散するということに対し、町側は干渉することができません。現に私の所属する実行組合は、ほぼ壊滅状態であるため、この一年間でもって実行組合の存続についてどう |

| | |
|--------|---|
| | するのか地域の中で決める予定です。 |
| E委員 | 実行組合という組織が、条例に規定された組織ではないとのことだが、実行組合の活動を行った際に事故等が起こった場合、どの様に対応をするのかが曖昧なままでは困ります。今後の実行組合のあり方を町側で検討してもらえないだろうか。 |
| 事務局 | 承りました。その他にございませんでしょうか。 |
| 事務局 | 最後に、事務局からアナウンスをさせていただきます。防災拠点の用地の買収により耕作がされない農地が出てきます。今年度耕作を行わない農地に関しては、農地内に水が入ってこないように周知をしていただけると助かります。 |
| E委員 | 町側で周知内容の書類を検討してもらえないだろうか。 |
| 事務局 | 検討させていただきます。 |
| 司会（課長） | 他にないようですので、以上をもちまして実行組合委員会を終らせていただきます。 |
| | 午後1時38分終了 |